

令和5年度U・Iインターンシップ推進事業業務委託 仕様書

1 事業目的

本事業は、県内企業が実施しようとする一定の基準を満たしたインターンシップ（以下、「インターンシップ」）プログラムの作成および学生等の募集、受入企業への支援を行うとともに、実施したインターンシップの事例報告会を開催し、県内企業のインターンシップに対する課題等を共有することで、インターンシップの質の向上と学生等の県内への就職意識の向上をはかり、U・Iターン就職の促進を目的とする。

2 委託期間

契約日から令和6年3月22日（金）まで

3 委託業務の内容

- (1) インターンシッププログラム作成支援の実施
- (2) 県内企業が実施するインターンシップへの支援
- (3) インターンシップ事例報告会等の開催

4 内容詳細

(1) インターンシッププログラム作成支援の実施

県内企業が実施しようとするインターンシップについて、その課題等を協議しながらプログラムの作成支援を行う。なお、インターンシップは下記の要件を満たすものとするが、「実施期間要件」については、2週間以上とする。

※文部科学省、厚生労働省、経済産業省合意（令和4年6月13日）による

「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」タイプ3の要件を原則とする。

「就業体験要件」：実施期間の半分を超える日数を就業体験に充当

「指導要件」：職場の社員が学生を指導し、学生にフィードバックを行う

「実施時期要件」：卒業・修了前年度以降の長期休暇期間中

「情報開示要件」：学生情報を活用する旨等を募集要項等に明示

※「実施期間要件」：2週間以上

① 受入企業の選定および受入企業への事前説明の実施

- ・インターンシップを実施しようとする県内企業の募集を行い、受入企業の選定を行うこと。募集にあたっては、インターンシッププログラム作成支援から、事例報告までの事業全体の流れを十分に説明すること。なお受入先は三重県内に本社または事業所を有する企業、法人等とする中小企業

(中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの）を優先すること。

- ・受入企業の選定に際しては、上記の要件を十分に県内企業に説明したうえで行うとともに、選定の基準、経緯について適宜、県と協議のうえ行うこと。

(2) 県内企業が実施するインターンシップへの支援

(1) で作成したインターンシッププログラムに基づき、県内企業が実施するインターンシップの支援を行う。

① インターンシップに参加する学生等の募集

- ・学生等の募集にかかる説明会の開催など効果的な方法を検討し、インターンシップに参加する学生等の募集を行うこと。
- ・学生等の募集に際しては、大学への訪問や、SNS等の活用など効果的な方法を検討し周知に努めること。なお、大学を通した広報については、受託者において各大学、県等と協議し承諾を得たうえで、効果的な募集ができるよう努めること。

② 受入企業と学生等とのマッチングの実施

受入企業及び学生等の希望を調整し、実施するインターンシップのマッチングを行うこと。また、マッチングの状態について適宜、県に報告を行うこと。

③ インターンシップ実施の支援

- ・受入企業のインターンシップ実施の支援にあたっては、「4 内容詳細（1）インターンシッププログラム作成支援の実施」に記載の要件を満たすこと。
- ・特に、実施時期については、学生等が自身のキャリアを考えるうえで取り組みやすい時期を検討し実施すること。また、実施内容は、単なる就労体験ではなく、業界の実情・課題の把握、現地調査（関連企業等の視察・意見交換含む）、課題解決に向けた企画立案、発表等の実践型プログラムとすること。
- ・受入企業数5社以上、実施人数は実人数5人以上とすること。
- ・参加対象者は県内外の大学生等とし、県外の学生等にあっては、三重県と就職支援に関する協定を締結している大学（※）に在籍している者を優先すること。

※立命館大学、近畿大学、龍谷大学、同志社大学、関西大学、愛知学院大学、中部大学、愛知大学、愛知工業大学、金城学院大学、至学館大学、京都女子大学、関西学院大学、名古屋学院大学、京都産業大学、立命館アジア太平洋大学、京都橘大学、専修大学、神戸学院

大学、日本福祉大学、法政大学、摂山女子学園大学、大阪経済法科大学、明治大学、大谷大学（令和5年3月末時点）なお、事業契約後に協定締結校が増えた場合も優先の対象とする。

- ・インターンシップの実施に際しては、「職業安定法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」等、関係法令を遵守すること。
- ・受入先企業での事故等の賠償等に対応するため、参加者に対して傷害及び損害賠償保険を付保すること。
- ・インターンシップが円滑に実施されるように、実施前の受入企業および学生等へのインターンシップ全般にかかる事前説明、実施中のフォローアップ支援、実施後のアンケートによる課題等の洗い出しを行い、次の改善点等を受入企業および学生等と共有すること。なお、アンケートの内容については、事前に県と協議すること。
- ・インターンシップ実施中の学生等及び受入企業に対する支援を行うこと
- ・インターンシップ終了後、学生等及び受入企業のフォローアップやアンケートを行うこと。
- ・当該事業で作成された資料、写真等は、県において二次使用する可能性があるため、書面等で事前に受入企業、学生等の了解を得るとともに、写真や動画について第三者の写りこみ等が無いようすること。

（3）インターンシップ事例報告会等の開催

実施したインターンシップの課題や効果等について、事例報告会を開催し、県内企業、学生、県内外大学、商工団体、就労支援機関等と共有すること。

- ①実施回数：1回以上
- ②開催場所：三重県内（対面又はオンライン開催）
- ③開催時間：2時間程度／回
- ④集客目標：県内企業や商工団体、各種団体、大学等の担当者、インター
ンシップ参加学生等を対象とし、合計30社・団体以上、ま
たは、合計50名以上

（4）その他留意事項

県と定期的な協議（1か月に1回を目安）を行い、進捗状況等の報告を書面にて行うこと。

5 成果品

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を、事業終了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体で2部、データを入れた電子記憶媒体1部を県に提出するこ

と。特に以下の点について、県民からみてわかりやすい報告内容を記載すること。

- (1) インターンシップ終了後の学生等のアンケート結果とその分析
- (2) インターンシップ終了後の受け入れ企業のアンケート結果とその分析
- (3) インターンシップの実施にあたって判明した課題と今後の改善点等
- (4) インターンシッププログラムの作成支援の内容
- (5) その他、今後の事業実施にあたって参考となる情報

6 委託費

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払いをすることができるものとする。
- (2) 参加者に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。
- (3) 受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 受託上の留意点

- (1) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (2) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
- (3) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面で検査を実施することができるものとする。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (5) 本業務により発生した成果品の著作権の取扱いについては、別記1「成果品の著作権等に関する特記事項」のとおりとする。
- (6) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (7) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (8) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。
- (9) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(10) 障がいを理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

(11) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア. 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ. 県は、受託者がア②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記1

成果品の著作権等に関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(著作権の帰属等)

- 第1条 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引き渡しをもって甲に譲渡されるものとする。
- 2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。
- 3 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- 4 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品を利用するためには範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- 5 甲は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 6 乙は、第1項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- 7 乙は、第2項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 8 前2項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- 9 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- 10 乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

(工業所有権)

- 第2条 委託業務の履行に関連して甲及び乙が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権（以下「工業所有権」という。）を獲得した場合、甲が成果品等を利用（委託業務の目的に添った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。）するために必要な範囲において甲乙相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、甲及び乙は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、

自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、甲及び乙は、特許法第38条、意匠法第15条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。

- 2 乙が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、乙は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- 3 乙が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、甲が成果品等を利用するためには必要な範囲において、甲又は甲の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- 4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(第三者の権利侵害)

第3条 甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。

- 2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - 一 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - 二 甲が成果品を利用することができるよう当該第三者の許諾を得ること。
- 3 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

別記2

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)

第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に係る個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。